

<2023 年度>

第 62 回 福島県ジュニアゴルフ大会

ローカルルールと競技の条件

日時：2023 年 8 月 1 日（火）

場所：ローレルバレイカントリークラブ

標記競技には R&A と USGA が制定したゴルフ規則と、以下のローカルルールと競技会場で福島県ゴルフ連盟が追加または修正したローカルルールが適用されます。下記に規定されているローカルルールの全文については、2023 年 1 月施行のゴルフ規則のオフィシャルガイド (www.jga.or.jp に掲載) と R&A によって 4 半期ごとに更新される詳説 (www.jga.or.jp に掲載) をご参照下さい。

別途規定されている場合を除き、ローカルルールの違反の罰は一般の罰（ストロークプレーでは 2 罰打）。

1. アウトオブバウンズ（規則 18.2）

- (1) アウトオブバウンズは白杭のコース側の地表レベルで結んだ線によって定められる。
- (2) No.1・No.9 の各ホール左側のアウトオブバウンズを定める白杭及び No.15・No.17 の各ホール左側のアウトオブバウンズを定める白杭は、現にプレーするホールについてのみアウトオブバウンズの境界となり、そのホールでプレーした球がこの白杭を越えて他のホールに止まった場合はアウトオブバウンズの球とする。

2. ペナルティーエリア（規則 17）

コース内のペナルティーエリアは杭又は線で定める。杭と線が併用されているペナルティーエリアの縁はその線の外側の縁となり、線自体はペナルティーエリアである。

3. 異常なコース状態（動かさない障害物を含む）（規則 16）

(1) 修理地

- ① 青杭を立て白線で完全に囲まれている区域
- ② レフェリーが異常であるとみなした地面の損傷箇所（例：車両の移動による損傷）。
- ③ 張芝の継ぎ目；ローカルルールひな型 F-7 を適用する。
- ④ パッティンググリーン上やフェアウェイの長さかそれ以下に刈ったジェネラルエリアにペイントされた線やドット（ヤーデージマーキングなど）は規則 16.1 に基づいて救済を受けることができる修理地として扱われる。そのペイントされた線や穴がプレーヤーのスタンスに対してだけ障害となる場合、障害は存在していないものとして扱う。
- ⑤ No.14 ホール右側のローピングで囲まれた修理地の中に球がある場合（見つかってない球がその修理地に止まっていることが分かっている、または事実上確実である場合を含む）、ローカルルールひな型 E-1.2 を適用し、規則 16.1 に基づく救済の処置に加え、追加の選択肢として、元の球か別の球を同ホール右側に設けたドロップゾーンにドロップすることによって罰なしの救済を受けることができる。このドロップゾーンは、規則 14.3 に基づく救済エリアである。（プレーヤーは、球をそのドロップゾーンの中にドロップし、その球をドロップゾーンの中に止めなければならない。）このローカルルールの違反に違反して誤所からプレーしたことに対する罰：一般の罰
- ⑥ フレンチドレン（石を敷き詰めた排水用の溝）

(2) 動かさない障害物

- ① 動かさない障害物と白線で結んだ区域は 1 つの異常なコース状態として扱う。
- ② U 字排水溝はジェネラルエリアの動かさない障害物として扱われ、ペナルティーエリアではない（ただし、ペナルティーエリアとしてマーキングされている区域の中にある U 字排水溝を除く）。
- ③ 人工の表面を持つ道路に隣接している U 字排水溝はその道路の一部として扱う。

4. パッティンググリーンに近接する動かさない障害物

ローカルルールひな型 F-5.2 を適用する。

このローカルルールは球と障害物の両方がフェアウェイの芝の長さかそれ以下に刈ってあるジェネラルエリアの部分にある場合にだけ適用する。

5. クラブと球の仕様

- (1) 適合ドライバーヘッドリスト：ローカルルールひな型 G-1 を適用する（小学生は除く）
このローカルルールに違反するクラブでストロークを行ったことに対する罰—失格
- (2) 溝とパンチマークの仕様：ローカルルールひな型 G-2 を適用する。
このローカルルールに違反するクラブでストロークを行ったことに対する罰—失格
- (3) 適合球リスト：ローカルルールひな型 G-3 を適用する。
このローカルルールの違反に対する罰—失格
- (4) 46 インチを超える長さのクラブの使用を禁止する（11 歳以下を除く）：ローカルルールひな形 G-10 を適用する。
このローカルルールに違反するクラブでストロークを行ったことに対する罰—失格

6. 壊れた、または著しく損傷したクラブの取り換え

規則 4.1a(2)は次のように修正される。

ラウンド中(規則 5.7a に基づいてプレーが中断されている場合を含む)にプレーヤーやそのキャディーが損傷させたクラブは「壊れた、または著しく損傷した」場合にだけ取り替えることができる。この修正を除いて、規則 4.1a(2)は適用される。

このローカルルールに関して：

次の場合にクラブが「壊れた、または著しく損傷した」ことになる：

- シャフトがバラバラになる、裂ける、曲がる(シャフトがへこんでいるだけの場合を除く)。
- クラブフェースのインパクトエリアが目に見えて変形している(クラブフェースに傷が入っている、亀裂が入っているだけの場合を除く)。
- クラブヘッドが目に見えて、著しく変形している(クラブヘッドに亀裂が入っているだけの場合を除く)。
- クラブヘッドがシャフトから外れている、または緩んでいる。
- グリップが緩んでいる。

例外：クラブフェースとクラブヘッドは単に亀裂が入っているというだけでは「壊れた、または著しく損傷した」ことにはならない。

ローカルルールの違反の罰—規則 4.1b 参照。

7. プレーの中断（規則 5.7）

プレーの中断と再開には、カートナビにより次の合図が使われる。

危険な状況のため即時中断：1 回の長いサイレン

通常の中断：3 回の連続するサイレン

プレー再開：2 回の短いサイレン

注：危険な状況のためにプレーが中断された場合、すべての練習区域も直ちに閉鎖される。プレーヤーがこの閉鎖を無視して練習した場合は懲罰的な措置をとることになる（委員会の措置 5H）

8. 練習

ホールとホール間の練習（規則 5.5b）

規則 5.5b を次の通り修正する：

2 つのホールのプレーの間、プレーヤーは次のことをしてはならない。

- 終了したばかりのパッティンググリーンやその近くで練習ストロークを行う。または、
- 終了したばかりのパッティンググリーンの表面をこすったり、球を転がすことによってパッティンググリーン面をテストする。

9. 移動（ローカルルールひな型 G6）

ラウンド中、プレーヤー（小学生・中学生を除く）はいかなる形態の動力付きの移動機器に乗車してはならない。ただし、委員会が認めた場合や、事後承認された場合を除く。ストロークと距離の罰に基づいてプレーする、あるいはプレーしたプレーヤーは動力付きの移動機器に乗車することが常に認められる。このローカルルールの違反の罰—違反のあった各ホールに対して一般の罰を受ける。この違反がプレーするホールとホールの間で起きた場合、罰の次のホールに適用する。

10. キャディー（ローカルルールひな型 H-1.2）

正規のラウンド中、プレーヤーが委員会によって指定された者以外をキャディーとして使用することを禁止する。このローカルルールの違反の罰：

そのプレーヤーはそうしたキャディーに援助してもらったその各ホールに対して一般の罰を受ける。違反がホールとホールの間で起きたり、ホールとホールの間まで続く場合、プレーヤーは次のホールで一

般の罰を受ける。

*なおプレー形式は共用のキャディーとなる。

11. スコアカードの提出

プレーヤーのスコアカードは、プレーヤーの両足が所定のスコアリングエリアから出た時点で委員会に提出されたことになる。スコアカードを提出する前にスコアリングエリアを離れる必要のあるプレーヤーはスコアリングオフィシャルにその意思を告げなければならない、そしてすぐに戻らなければならない。

12. タイの決定

タイの決定方法は各競技の競技規定に定められるか、福島県ゴルフ連盟により会場で公表される。

13. 競技の結果—競技の終了時点

競技の結果は競技委員長が成績表を確認し、福島県ゴルフ連盟ホームページに成績が表示された時点をもってその競技は終了となる。

14. 行動規範

プレーヤーまたはそのキャディーにエチケット違反、または非行があった場合には、委員会は警告、制裁を課すことがある。また、重大な非行があった場合には規則 1.2a に基づいて失格とする場合がある。

行動規範の違反となる行動の例

- コースの保護をしない（例えば、バンカーをならさない、ディボットを元に戻さないなど）
- 受け入れられない言動をする
- クラブやコースを乱暴に扱う（クラブを投げたりコースを損傷させる）
- 他のプレーヤー、競技委員、大会関係者、ギャラリーに失礼な態度をとる
- プレーヤーが東北ゴルフ連盟ドレスコード（「東北ゴルフ連盟主催競技における服装規定」）に従わない
- その他ゴルファーとして相応しくない態度をとる
- 主催者が要請する新型コロナウイルス感染防止対策、受動喫煙対策に従わない

行動規範の違反の罰

- 行動規範の最初の違反—レフェリーからの警告、あるいは競技委員会による制裁
- 2 回目の違反—1 罰打
- 3 回目の違反—2 罰打
- 4 回目の違反や重大な非行—失格

福島県ゴルフ連盟

実施細則及び連絡事項

1. 委員会は、連盟主催競技参加選手(以下「選手」)の新型コロナ対策におけるマスクの取扱いについて、個人の判断を基本としますが、引き続き、選手に「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「手洗い等の手指の衛生」、「換気」等の励行をお願いします。
2. 委員会は、選手の各種感染症に起因する諸理由及び当日の検温結果、有症（発熱・咳・咽頭痛等）を理由に参加を制限することがあります。
3. 当日の受付開始時間は午前6時30分とします。
4. 開講式は、午前7時30分より屋外（荒天時はレストラン等）にて行います。選手は午前7時10分までに受付を終了し、開講式に全員出席願います。
5. スタートの5分前には、必ず所定のティーインググラウンド周辺に待機願います。
6. ローカルルールや競技の条件に追加、変更があるときは、ST ロビー等に掲示して告知します。
7. 選手の来場時の服装は、プレーできる服装としますが、東北ゴルフ連盟ジュニア会員服装規定に則った服装での参加とします。
8. 帽子は必ず被って下さい。（バイザーは不可）
9. 15～17歳の部は乗用カートを使用し、キャディーバックはカートに積んでプレーすることとなります。各組の運転手は、ルール上、共用のキャディーとなりますが、カート運転のみに従事します。委員会が認めた場合を除き、選手はプレー中カートに乗ることはできません。
10. ハーフ2時間15分を目標として進行に留意し、先行組との間隔を不当に空けないように注意願います。
11. 競技は次打者マーカーク制とします。
12. 指定練習場（「指定練習場」の案内あり。）以外での練習は禁止します。
13. 選手は、競技中、緊急時及び公式ゴルフ規則アプリを使用する場合を除き、携帯電話等の通信機器の使用を禁止します。
14. 選手は、マナー・エチケットをよく守り、あいさつや返事はジュニアプレーヤーらしく、きびきびとした態度で行動願います。
15. 選手、ギャラリーはレストラン等の施設を利用することができます。ギャラリーについては、ST ホール及び最終ホール周辺での観戦をお願いします。
16. 表彰式は行いません。（入賞者には、後日、県ゴルフ連盟体協部会から賞品を送付します。）
17. 使用ティーマーカー
 - 15～17歳 男子 青 マークティー
 - 15～17歳 女子及び中学生男子 白 マークティー
 - 中学生女子 金 マークティー
 - 小学生男子・女子 赤 マークティー

競技委員長 山浦 信一

2023年 月 日

開催クラブ：ローレルバレイカントリークラブ 御中

福島県ゴルフ連盟事務局 宛

欠 席 届

競技会名 : 第62回福島県ジュニアゴルフ大会

コース名 : アウト・イン (どちらか○を必ず付けて下さい。)

組 数 : 組

学校名 :

氏 名 :

欠席理由

*欠席届については、必ず書面にて参加選手本人が開催コース及び
連盟事務局へFAXにて届け出ること。

・ローレルバレイカントリークラブ FAX : 0248-65-2258

・福島県ゴルフ連盟 FAX : 024-531-5670